

旧	新	備考（変更箇所）																																
<p>Fiimo 端末安心サポート利用規約</p> <p style="text-align: right;">株式会社 S T N e t 2016年1月23日制定 2021年4月1日改定</p> <p>（本規約の適用） 第1条 株式会社 S T N e t（以下「当社」といいます。）は、Fiimo 端末安心サポート利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき「Fiimo 端末安心サポート」を提供いたします。</p> <p>（本規約の変更） 第2条 当社は、本規約をお客さまの承諾を得ることなく、変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p> <p>（用語の定義） 第3条 本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に特段の定めが無い用語の定義は、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に従うものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 お客さま</td> <td>本サービスに申し込みいただいたお客さま</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 登録機器</td> <td>当社とお客さまにて本サービスに関する契約を締結した際に当社から購入する端末機器をいい、本サービスの補償の対象となる機器。ただし、電池パック等の付属品は本サービスの対象ではありません。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 交換機器</td> <td>本サービスにより、登録機器が故障または破損した場合に、当該対象機器の代替品として当社が提供する端末機器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 リフレッシュ品</td> <td>交換機器として提供される端末機器のうち、新品ではないもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 自然故障</td> <td>登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的・機械的故障でかつメーカーの保証規約にて補償の対象となる故障</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 物損</td> <td>破損、破裂、異常電圧、水濡れ、その他急激な外因による偶然の事故により登録機器に生じた損害</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 本サービス</td> <td>登録機器に補償期間中に本規約所定の自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施すること</td> </tr> </tbody> </table> <p><省略></p>	用 語	用 語 の 意 味	1 お客さま	本サービスに申し込みいただいたお客さま	2 登録機器	当社とお客さまにて本サービスに関する契約を締結した際に当社から購入する端末機器をいい、本サービスの補償の対象となる機器。ただし、電池パック等の付属品は本サービスの対象ではありません。	3 交換機器	本サービスにより、登録機器が故障または破損した場合に、当該対象機器の代替品として当社が提供する端末機器	4 リフレッシュ品	交換機器として提供される端末機器のうち、新品ではないもの	5 自然故障	登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的・機械的故障でかつメーカーの保証規約にて補償の対象となる故障	6 物損	破損、破裂、異常電圧、水濡れ、その他急激な外因による偶然の事故により登録機器に生じた損害	7 本サービス	登録機器に補償期間中に本規約所定の自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施すること	<p>端末安心サポート利用規約</p> <p style="text-align: right;">株式会社 S T N e t 2016年1月23日制定 <u>2022年7月1日改定</u></p> <p>（本規約の適用） 第1条 株式会社 S T N e t（以下「当社」といいます。）は、<u>端末安心サポート</u>利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき「<u>端末安心サポート</u>」を提供いたします。</p> <p>（本規約の変更） 第2条 当社は、本規約をお客さまの承諾を得ることなく、変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p> <p>（用語の定義） 第3条 本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に特段の定めが無い用語の定義は、<u>ピカラ</u>モバイル通信サービス契約約款に従うものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 お客さま</td> <td>本サービスに申し込みいただいたお客さま</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 登録機器</td> <td>当社とお客さまにて本サービスに関する契約を締結した際に当社から購入する端末機器をいい、本サービスの補償の対象となる機器。ただし、電池パック等の付属品は本サービスの対象ではありません。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 交換機器</td> <td>本サービスにより、登録機器が故障または破損した場合に、当該対象機器の代替品として当社が提供する端末機器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 リフレッシュ品</td> <td>交換機器として提供される端末機器のうち、新品ではないもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 自然故障</td> <td>登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的・機械的故障でかつメーカーの保証規約にて補償の対象となる故障</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 物損</td> <td>破損、破裂、異常電圧、水濡れ、その他急激な外因による偶然の事故により登録機器に生じた損害</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 本サービス</td> <td>登録機器に補償期間中に本規約所定の自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施すること</td> </tr> </tbody> </table> <p><省略></p>	用 語	用 語 の 意 味	1 お客さま	本サービスに申し込みいただいたお客さま	2 登録機器	当社とお客さまにて本サービスに関する契約を締結した際に当社から購入する端末機器をいい、本サービスの補償の対象となる機器。ただし、電池パック等の付属品は本サービスの対象ではありません。	3 交換機器	本サービスにより、登録機器が故障または破損した場合に、当該対象機器の代替品として当社が提供する端末機器	4 リフレッシュ品	交換機器として提供される端末機器のうち、新品ではないもの	5 自然故障	登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的・機械的故障でかつメーカーの保証規約にて補償の対象となる故障	6 物損	破損、破裂、異常電圧、水濡れ、その他急激な外因による偶然の事故により登録機器に生じた損害	7 本サービス	登録機器に補償期間中に本規約所定の自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施すること	<p>サービス名称の変更</p> <p>改定日の変更</p> <p>サービス名称の変更</p> <p>サービス名称の変更</p>
用 語	用 語 の 意 味																																	
1 お客さま	本サービスに申し込みいただいたお客さま																																	
2 登録機器	当社とお客さまにて本サービスに関する契約を締結した際に当社から購入する端末機器をいい、本サービスの補償の対象となる機器。ただし、電池パック等の付属品は本サービスの対象ではありません。																																	
3 交換機器	本サービスにより、登録機器が故障または破損した場合に、当該対象機器の代替品として当社が提供する端末機器																																	
4 リフレッシュ品	交換機器として提供される端末機器のうち、新品ではないもの																																	
5 自然故障	登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的・機械的故障でかつメーカーの保証規約にて補償の対象となる故障																																	
6 物損	破損、破裂、異常電圧、水濡れ、その他急激な外因による偶然の事故により登録機器に生じた損害																																	
7 本サービス	登録機器に補償期間中に本規約所定の自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施すること																																	
用 語	用 語 の 意 味																																	
1 お客さま	本サービスに申し込みいただいたお客さま																																	
2 登録機器	当社とお客さまにて本サービスに関する契約を締結した際に当社から購入する端末機器をいい、本サービスの補償の対象となる機器。ただし、電池パック等の付属品は本サービスの対象ではありません。																																	
3 交換機器	本サービスにより、登録機器が故障または破損した場合に、当該対象機器の代替品として当社が提供する端末機器																																	
4 リフレッシュ品	交換機器として提供される端末機器のうち、新品ではないもの																																	
5 自然故障	登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的・機械的故障でかつメーカーの保証規約にて補償の対象となる故障																																	
6 物損	破損、破裂、異常電圧、水濡れ、その他急激な外因による偶然の事故により登録機器に生じた損害																																	
7 本サービス	登録機器に補償期間中に本規約所定の自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施すること																																	

端末安心サポート利用規約 新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
<p>（利用申込の承諾）</p> <p>第5条 本サービスの契約は、お客さまからの申込みに対し、当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2 本サービスにお申込みいただくことができるのは、Fiimo モバイル通信サービス契約を前提とします。また、お申込みできる登録機器は1契約について1台です。なお、本サービスは、お使いになる端末機器が変更になる毎にお申込みいただく必要があります。登録機器以外は、本サービスによる補償を受けることができません。</p> <p>3 当社は、前1項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。</p> <p>（1）申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。</p> <p>（2）その他、当社が不適切と判断したとき。</p> <p><省略></p> <p>（支払に関する条件等）</p> <p>第12条 料金等の支払方法その他支払に関する条件は、この特約に定めるものをのぞき、「Fiimo モバイル通信サービス契約約款」に定めるところによります。</p> <p>（当社による契約の解除）</p> <p>第13条 当社は、お客さまが本規約または「Fiimo モバイル通信サービス契約約款」の解除事由に該当した場合、当該規定に基づき本サービス契約を解除することができます。</p> <p>2 前項解除権の行使は、当社から当該お客さまに対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。</p> <p>3 本条第1項により本サービス契約が解除された場合、お客さまは、当該時点で当社に対して負担する本サービスの利用に係わる一切の債務（本規約、「Fiimo モバイル通信サービス契約約款」に基づく債務に限定されません。）につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに一括で当社に支払わなければなりません。</p> <p><省略></p>	<p>（利用申込の承諾）</p> <p>第5条 本サービスの契約は、お客さまからの申込みに対し、当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2 本サービスにお申込みいただくことができるのは、<u>ピカラ</u>モバイル通信サービス契約を前提とします。また、お申込みできる登録機器は1契約について1台です。なお、本サービスは、お使いになる端末機器が変更になる毎にお申込みいただく必要があります。登録機器以外は、本サービスによる補償を受けることができません。</p> <p>3 当社は、前1項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。</p> <p>（1）申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。</p> <p>（2）その他、当社が不適切と判断したとき。</p> <p><省略></p> <p>（支払に関する条件等）</p> <p>第12条 料金等の支払方法その他支払に関する条件は、この特約に定めるものをのぞき、「<u>ピカラ</u>モバイル通信サービス契約約款」に定めるところによります。</p> <p>（当社による契約の解除）</p> <p>第13条 当社は、お客さまが本規約または「<u>ピカラ</u>モバイル通信サービス契約約款」の解除事由に該当した場合、当該規定に基づき本サービス契約を解除することができます。</p> <p>2 前項解除権の行使は、当社から当該お客さまに対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。</p> <p>3 本条第1項により本サービス契約が解除された場合、お客さまは、当該時点で当社に対して負担する本サービスの利用に係わる一切の債務（本規約、「<u>ピカラ</u>モバイル通信サービス契約約款」に基づく債務に限定されません。）につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに一括で当社に支払わなければなりません。</p> <p><省略></p> <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規約は、2022年7月1日から実施します。</p>	<p>サービス名称の変更</p> <p>サービス名称の変更</p> <p>サービス名称の変更</p> <p>サービス名称の変更</p> <p>サービス名称の変更</p> <p>附則の追加</p>